

電波法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令新旧対照条文

○電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（<u>修理業者の登録申請手数料</u>）</p> <p>第十一条の二 <u>法第三十八条の三十九第一項の規定による登録を申請する者が納めなければならない手数料の額は、五〇、七〇〇円とする。</u></p> <p>（登録修理業者の変更登録申請手数料）</p> <p>第十一条の三 <u>法第三十八条の四十二第一項の規定による変更登録を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一九、〇〇〇円とする。</u></p>	<p>【新設】</p> <p>【新設】</p>

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）
（傍線部分は改正部分）

改正後

<p>（法第三十三条の規定による電波法の適用に関する技術的読替え） 第八条 法第三十三条第一項の規定により電波法（昭和二十五年法律第三百十一号）の規定を適用する場合における同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
<p>読替えに係る電波法の規定 第三十八条の二十第一項</p>	<p>読み替えられる字句 この法律</p>	<p>読み替える字句 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（以下「相互承認実施法」という。）第三十三条第一項の規定により適用されるこの法律の規定</p>
<p>第三十八条の二十第一項及び第三十八条の二十第三十一項</p>	<p>第三十八条の七第一項又は第三十八条の四十四第三項</p>	<p>相互承認実施法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される第三十八条の七第一項又は相</p>

改正前

<p>（法第三十三条の規定による電波法の適用に関する技術的読替え） 第八条 法第三十三条第一項の規定により電波法（昭和二十五年法律第三百十一号）の規定を適用する場合における同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
<p>読替えに係る電波法の規定 第三十八条の二十第一項</p>	<p>読み替えられる字句 この法律</p>	<p>読み替える字句 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（以下「相互承認実施法」という。）第三十三条第一項の規定により適用されるこの法律の規定</p>
<p>第三十八条の二十第一項及び第三十八条の二十第三十一項</p>	<p>第三十八条の七第一項</p>	<p>相互承認実施法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される第三十八条の七第一項</p>

互承認実施法第三十四条の規定により読み替えて適用される第三十八条の四十四第三項

2 法第三十三条第二項の規定により電波法の規定を適用する場合における同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読替えに係る電波法の規定 第三十八条の二十八第一項	読み替えられる字句 第三十八条の二十六	読み替える字句 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三十三条第二項の規定により適用される第三十八条の二十六
第三十八条の二十九	第三十八条の二十第一項中	第三十八条の二十第一項中「この法律」とあるのは「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（以下「相互承認実施法」という。）第三十三条第二項の規定により適用されるこの法律の規定」と、 第三十八条の七第一項又は第三十八条の四十四第三項

互承認実施法第三十四条の規定により読み替えて適用される第三十八条の四十四第三項

2 法第三十三条第二項の規定により電波法の規定を適用する場合における同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読替えに係る電波法の規定 第三十八条の二十八第一項	読み替えられる字句 第三十八条の二十六	読み替える字句 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三十三条第二項の規定により適用される第三十八条の二十六
第三十八条の二十九	第三十八条の二十第一項中	第三十八条の二十第一項中「この法律」とあるのは「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（以下「相互承認実施法」という。）第三十三条第二項の規定により適用されるこの法律の規定」と、

第三十八条の三十第三項	第三十八条の二十八第一項	第三十八條の二十六 相互承認実施法第三十三條第二項の規定により適用される第三十八條の二十六又は相互承認実施法第三十四條の規定により読み替えて適用される第三十八條の四十四第三項
第三十八條の三十第三項	第三十八條の二十八第一項	第三十八條の二十六 相互承認実施法第三十三條第二項の規定により適用される第三十八條の二十六又は相互承認実施法第三十四條の規定により読み替えて適用される第三十八條の四十四第三項 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十三條第二項の規定により読み替えて適用される第三十八條の二十八第一項

(法第三十四條の規定による電波法の適用に関する技術的読替え)
 第九條 法第三十四條の規定により電波法の規定を適用する場合には、おける同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読替えに係る電波法の規定 第四條第二号	読み替えられる字句 第三十八條の四十四第三項	読み替える字句 第三十八條の四十四第三項(相互承認実施法第三十四條の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
無線設備(第三十八條の二十三第一項(第三十八條の二十九	無線設備であつて、第三十八條の二十三第一項(第三十八條の二十九(相	無線設備であつて、第三十八條の二十三第一項(第三十八條の二十九(相

第三十八条の三十第三項	第三十八条の二十八第一項	第三十八條の二十六 相互承認実施法第三十三條第二項の規定により適用される第三十八條の二十六
第三十八條の三十第三項	第三十八條の二十八第一項	第三十八條の二十六 相互承認実施法第三十三條第二項の規定により適用される第三十八條の二十六 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十三條第二項の規定により読み替えて適用される第三十八條の二十八第一項

(法第三十四條の規定による電波法の適用に関する技術的読替え)
 第九條 法第三十四條の規定により電波法の規定を適用する場合には、おける同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読替えに係る電波法の規定 第四條第二号	読み替えられる字句	読み替える字句
無線設備(第三十八條の二十三第一項(第三十八條の二十九	無線設備であつて、第三十八條の二十三第一項(第三十八條の二十九(相	無線設備であつて、第三十八條の二十三第一項(第三十八條の二十九(相

(略)	(略)	(略)	第三十八条の七 第三項及び第四 項	第三十八条の四十四 第三項	第三十八条の四十四第三 項（相互承認実施法第三 十四条の規定により読み 替えて適用される場合を 含む。）		、第三十八条の三十 一第四項及び第六項 並びに第三十八条の 三十八において準用 する場合を含む。） の規定により表示が 付されていないもの とみなされたものを 除く。以下「適合表 示無線設備」という 。	互承認実施法第三十三 条第二項の規定により読み 替えて適用される場合を 含む。）、第三十八条の 三十一第四項及び第六項 並びに第三十八条の三十 八において準用する場合 並びに相互承認実施法第 三十三条第一項の規定に より読み替えて適用され る場合を含む。）の規定 により表示が付されてい ないものとみなされたも の以外のもの（以下「適 合表示無線設備」という 。）
(略)	(略)	(略)					、第三十八条の三十 一第四項及び第六項 並びに第三十八条の 三十八において準用 する場合を含む。） の規定により表示が 付されていないもの とみなされたものを 除く。以下「適合表 示無線設備」という 。	互承認実施法第三十三 条第二項の規定により読み 替えて適用される場合を 含む。）、第三十八条の 三十一第四項及び第六項 並びに第三十八条の三十 八において準用する場合 並びに相互承認実施法第 三十三条第一項の規定に より読み替えて適用され る場合を含む。）の規定 により表示が付されてい ないものとみなされたも の以外のもの（以下「適 合表示無線設備」という 。）